

# 事後評価結果（令和2年度）

担当課：東北地方整備局 道路計画第一課  
 担当課長名：田中 洋介

事業名	一般国道45号 <small>さかした</small> 坂下拡幅	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 東北地方整備局
起終点	自：宮城県仙台市宮城野区字原町苦竹 至：宮城県仙台市宮城野区字原町苦竹			延長	1.2 km

**事業概要**

一般国道45号は、宮城県仙台市から青森県青森市に至る延長約777.0kmの主要な幹線道路である。坂下拡幅は、国道45号のうち仙台市宮城野区字原町苦竹地内における延長1.2kmの4車線拡幅事業である。

**事業の目的・必要性**

坂下拡幅は、仙台市宮城野区原町字苦竹地内における国道45号の交通混雑の解消、交通事故の減少、および歩行者・自転車の安全性・快適性の向上を目的としている。

**事業概要図**

**【位置図】**

一般国道45号  
さかした  
坂下拡幅

**【事業概要】**

延長0.2km  
H5年度 4車線供用済

延長0.3km  
H15年度 4車線供用済

延長0.5km  
H24年度 4車線供用済  
H27年度 電線共同溝工事完了

延長0.2km  
H19年度 4車線供用済

**坂下拡幅 延長1.2km**

**【標準横断面図】**

22.0  
 3.5 0.5 6.5 1.0 6.5 0.5 3.5  
 [単位:m]

事業の 効果等	事業期間	事業化	昭和47年度	用地着手	昭和47年度	供用年	(当初) -/H24	変動	1.1倍
		都市計画決定	昭和40年度	工事着手	平成5年度	(暫定/完成)	(実績) -/H27		
	事業費	計画時 (暫定/完成)	(名目値) -/71億円 (実質値) -/138億円		実績 (暫定/完成)	(名目値) -/77億円 (実質値) -/73億円		変動	1.1倍
	交通量 (当該路線)	計画時 (暫定/完成)	(H18) -/39,600台/日		実績 (暫定/完成)	(R2) -/37,300台/日		変動	78%
	旅行速度向上 (供用前現道→当該路線)	15.9km/h → 18.3km/h (供用前年次) H17年度 (供用後年次) H27年		交通事故減少 (供用前現道→供用後現道)	111件/4年 → 24件/4年 (H15-H18) (H27-H30)				

費用対効果 分析結果 (再評価)	B/C	総費用	109億円	総便益	148億円	基準年
	1.4	事業費：105億円 維持管理費：3.8億円		走行時間短縮便益：138億円 走行経費減少便益：6.0億円 交通事故減少便益：4.0億円		平成25年
費用対効果 分析結果 (事後)	B/C	総費用	148億円	総便益	214億円	基準年
	1.4	事業費：144億円 維持管理費：4.0億円		走行時間短縮便益：198億円 走行経費減少便益：13億円 交通事故減少便益：2.9億円		
事業遅延によるコスト増		費用増加額	—	便益減少額	—	令和2年
事業遅延の理由						
—						
客観的評価指標に対応する事後評価項目						
①重要港湾もしくは特定重要港湾へのアクセス向上の状況 ・仙台港へのアクセス性が向上（仙台市～仙台港（41分→38分）（3分短縮）） ②三次医療施設へのアクセス向上の状況 ・仙塩総合病院へのアクセス性が向上（多賀城市～仙台市（49分→46分）（3分短縮）） ③現道等における交通量の減少、歩道の設置又は線形不良区間の解消等による安全性向上の状況 ・2車線時（H15-H18） 58件 → 4車線開通後（H27-H30） 12件 他10項目に該当						
その他評価すべきと判断した項目						
・特になし						
事業による 環境変化	環境影響評価に対応する項目					
	・特になし					
	その他評価すべきと判断した項目					
・特になし						
事業評価監視委員会の意見						
・「今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。」という対応方針（案）は妥当である。						
事業を巡る社会経済情勢等の変化						
○周辺道路の整備状況						
・国道4号 令和2年10月 燕沢～鶴ヶ谷（1.8km）開通 ・三陸沿岸道路 平成28年3月 仙台港北IC～利府中IC（7.8 km）開通、多賀城IC開通 ・その他 平成30年3月 元寺小路福室線（五輪工区）2～4車線化 ※暫定供用 令和元年11月 東部復興道路（10.2km）開通						
今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性						
・事業の目的に対する効果を発現しており、現時点では今後の事後評価及び改善措置の必要性はない。						
計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性						
・当該事業の整備目的について効果発現を確認できており、事業評価手法の見直しの必要性はない。						
特記事項						
・特になし						

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したものの。